

Ⅱ 川崎市子どもの権利に関する行動計画

1 理 念

子どもは権利の全面的な主体である。

子どもの権利条例は、「児童の権利に関する条約*」（以下「子どもの権利条約」という。）の理念に基づき、子どもの権利保障を進めることを宣言し、制定されました。

子どもの権利条約では、子どもの権利の保障とともに、子どもを保護されるべき「対象」から、一人の人間として、全面的な権利の主体として位置付けることを求めています。

このことを踏まえ、この行動計画の理念を「**子どもは権利の全面的な主体である。**」としました。

また、子どもの権利の保障に当たっては、「差別の禁止」「子どもの最善の利益の確保」「生命・生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」の原則を踏まえて進めます。

この理念に基づき、2つの基本目標を設定します。

2 基 本 目 標

(1) 子どもの意見表明・参加を中心とした子どもの権利保障の推進

子どもの意見表明・参加は、子どもの権利条例の理念を具現化していくための基本的な目標の一つであり、子どもの権利保障を進めていくための重要な要素です。

条例に基づいて実施している川崎市子ども会議*等の子どもの意見表明・参加の取組から、子どもは、意見や意思や意向を尊重され、ありのままの自分を受け入れられることで自己肯定感が高まり、意見表明・参加をすることで、豊かな人間関係を築き、集団の構成員としての自信をもち、自律的な力を付けることができることが分かってきました。

また、子どもにかかわるおとなにとっては、子ども自身の主体的な取組を支援する中で、子どもの新たな力を発見し、子どもの見方や向き合い方が変るなど、子どもの意見表明・参加によって、おとなの認識の変化が起きたことも報告されています。

行政にとっては、子どもの意見表明・参加の視点を取り込むことで行政の施策に深まりと広がりが見られたなどの成果も見られます。

このことを踏まえ、**子どもの意見表明・参加を中心とした子どもの権利保障を推進**します。

(2) 子どもとおとなのパートナーシップの構築

子どもの権利条例では、市における子どもの権利を保障する取組が、すべての人々の共生を進めその権利保障につながり、また、子どもは、おとなとともに社会を構成する一員として社会のあり方や形成にかかわる固有の役割があり、そこに参加する権利があると謳っています。

このことを踏まえ、子どもとおとなのパートナーシップの構築を目指します。

3 施策の方向

基本目標を具現化するに当たって、子どもにかかわるさまざまな施策に子どもの意見表明・参加の視点を導入するとともに、子どもの意見表明・参加に関する施策を着実に進めるために、**3つの施策の方向**を設定します。

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

基本目標に掲げた子どもの意見表明・参加を推進するためには、子どもの権利に関する意識の改革や向上が欠かせません。市が行った子どもや市民に対する意識調査や意見交換においても、意識向上のための施策を求める意見が多く寄せられました。

また、2004（平成 16）年3月に川崎市子ども会議から市長へ提出された意見にも、「子どもの権利条例を知っている人が少ないので、子どもの権利を知るように働きかけてほしい。」とあります。

子どもの権利条例についての周知を図るとともに子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

⇒重点施策 1～4

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

今、学校、地域への子どもの参加意欲の低下が、問題になっています。

本市で実施したさまざまな調査から、自分の意見を聴いてもらいたいという思いはあるが、学校や地域に参加していないという子どもの現状が明らかになりました。

子ども自身が主体的に活動できる場をつくること、子どもが意見を言い、話し合い、考え、行動できるよう子どもを支えることなど、子どもの意見表明・参加を保障する取組が求められています。

あらゆる施策に子どもの権利の視点を導入するとともに、子どもの意見表明・参加を促進します。

⇒重点施策5～11

(3) 意見表明・参加しにくい子どもへの支援

子どもの意見表明・参加を促進していくためには、参加しにくい状況にある子どもへの配慮が重要です。また、子どもは、言葉による意思伝達が十分ではないことや、言葉以外にも態度や表情などさまざまな表現手段で意見表明することをおとなや職員は理解する必要があります。

個々の子どもが置かれた状況等に配慮し、必要に応じた意見表明・参加のための支援をします。

⇒重点施策12～16

4 重点施策と主な事業内容

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

啓発・広報を充実させるとともに、子ども自身が子どもの権利について学ぶことや子どもを支えるおとなが子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

重点施策1 子どもの権利に関する啓発・広報を充実します。

<主な事業内容>

- 1 市民の条例の認知度を50%に上げることを目指し、関係部署との調整・連携により効果的で総合的な啓発・広報を実施します。

◎現状：41.8% ⇒ 目標：50%（2007（平成19）年度）

- 2 新規採用職員研修等における人権研修のカリキュラムの中で、子どもの権利に関する意識向上を図るための研修を実施します。

◎現状：職員研修（2004（平成16）年度、約50人）

⇒ 目標：新規採用職員研修等（2005（平成17）年度から、約200人）

- 3 市民、市民グループ等との連携を強化するなどして「かわさき子どもの権利の日事業*」を充実します。

- 4 市民グループ等のネットワークづくりを支援するため、子どもにかかわる市民グループ等への情報提供を充実します。

- 5 行政区レベルの啓発・広報を充実するため、全区役所での取組を支援します。

◎現状：1区で実施（定期発行誌で子どもの権利に関する記事を掲載） ⇒ 目標：全7区で実施

- 6 子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、青少年指導員、PTA、民生委員・児童委員*等の子どもにかかわる団体や地域のおとなが、子どもの権利について学習する際に、学習資料の提供及び講師の派遣を行います。

- 7 「子どもの権利条例ホームページ*」を充実します。

重点施策2 子どもによる啓発・広報を支援します。

<主な事業内容>

- 1 川崎市ホームページ上の「こどもページ*」の作成に子ども自身がかかわる取組を進めます。

◎目標：2005（平成17）年度から実施

- 2 川崎市子ども夢パーク*、学校、こども文化センター*において、子どもによる自主的な広報活動が進むよう支援します。

重点施策3 子ども自身が子どもの権利を学ぶための権利学習を支援します。

<主な事業内容>

- 1 学校において、子どもの成長過程にあわせた権利学習がより一層進められるよう、資料・教材や子どもの権利学習派遣事業等の学習手法等の研究を進めます。
- 2 川崎市子ども会議、中学校区・行政区の子ども会議*などの地域での子どもたちの活動の場において、子どもたちが行う自主的な権利学習を支援します。
- 3 子どもが自ら子どもの権利について学ぶ機会を充実させるため、「川崎市子どもの権利に関する週間*」での取組を支援します。

重点施策 4 育ち・学ぶ施設*での子どもの権利学習を支える人への支援を充実します。

☆保育園については、重点施策 7 及び 16 で、児童養護施設については、重点施策 14 で位置付けています。

<主な事業内容>

- 1 子どもの権利についての理解を深めるため、「子どもの権利Q&A」を作成し、市立学校及び幼稚園の全教職員へ配付します。

◎目標：2005（平成 17）年度から実施、約 7000 部発行

- 2 教職員に対する、子どもの権利についての研修や実践交流を支援します。
- 3 指導資料「子どもの権利学習を進めるための教育課程の編成」等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいように支援します。
- 4 「人権尊重教育推進担当者研修会」等の研修において、権利学習や人権尊重教育についての実践交流や参加型学習の研修を実施するなど、学校での権利学習や人権尊重教育の取組を支援します。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの権利条例に基づいた子どもの意見表明・参加に関する取組をさらに充実します。

また、市が実施する子どもにかかわるさまざまな施策や事業に子どもの意見表明・参加の視点を導入するとともに、子どもの意見表明・参加を促進するための仕組づくりや条件整備を行います。

重点施策5 「ともに学び支えあう学校づくり*」のための子どもの意見表明・参加を促進します。

<主な事業内容>

- 1 学校教育推進会議*における、①構成員の選出方法、②子どもとおとなの比率、③子どもが意見を言いやすい会議の運営方法、④事前の情報提供、⑤会議で話し合われた内容のいかし方等の事例紹介や実践交流をとおして、意見表明・参加が進むよう学校の取組を支援します。

◎現状：2002（平成14）年度から全市立幼稚園及び学校で実施

- 2 学校の経営計画に基づく教育活動に対して、内部評価とともに、子ども、親・保護者、地域住民による評価を実施し、評価結果を基に経営計画の改善を図る学校評価システムを全市立学校に導入します。

◎目標：2005（平成17）年度は試行、2006（平成18）年度全校で実施

重点施策6 子どもの処遇にかかわる重要な手続きの際に本人の意見表明の機会を保障します。

<主な事業内容>

- 1 学校や児童相談所*における子ども自身の処遇や子どもの将来に大きな影響を及ぼす事柄の決定において、本人の意見表明・参加が保障されるよう、十分な情報提供と適正な手続の明文化が促進されるよう支援します。
- 2 児童相談所において、子どもの意見表明・参加が保障されるよう、子どもの代弁者の関与について研究します。

重点施策7 保育園における子どもの意見表明・参加を促進します。

<主な事業内容>

- 1 保育園の活動の中で、子どもの意見が尊重されるように、保護者や在園児・卒園児が参加する「(仮称) 保育推進会議」を全市立保育園に設置します。

◎目標：2005（平成17）年度は3園で試行、2007（平成19）年度までに全園で実施

- 2 保育園の職員が、乳幼児期の子どもの意見表明・参加の意義を学び、子どもの意向・意見を受けとめ尊重するよう意識啓発を図るための研修を全市立保育園で実施します。

◎現状：全園で実施

重点施策8 主に子どもが利用する施設*等での子どもの意見表明・参加を促進します。

<主な事業内容>

- 1 全こども文化センター及び全わくわくプラザ*に子ども運営会議を設置します。

◎現状：こども文化センター 21か所（設置率35.6%）、わくわくプラザ 80か所（設置率70.1%）
⇒ 目標：2007（平成19）年度までに全施設で実施

- 2 川崎市子ども夢パークの施設運営や事業の実施における子どもの意見表明・参加を充実するとともに、広報紙の発行などをおして、子どもの意見表明・参加の実践が地域に広がるための活動を支援します。
- 3 こども文化センターにおいて、中高生の意見を聴きながら、魅力ある居場所づくりを進めます。
- 4 主に子どもが利用する施設における職員や子どもの日常活動をサポートするスタッフ等を対象に、子どもの権利についての理解を深められるよう毎年300人程度の規模の研修を実施します。
- 5 主に子どもが利用する施設の運営等に子どもの意見を反映させる手法を研究します。

重点施策9 市政、地域、まちづくりへの子どもの意見表明・参加を促進します。

<主な事業内容>

- 1 川崎市子ども会議の子どもたちと、中学校区・行政区の子ども会議の子どもたちとの連携・交流、また支え手であるおとな同士の交流を促進するなどして、川崎市子ども会議及び中学校区・行政区の子ども会議の活動が充実するよう支援します。
- 2 川崎市子ども会議への参加を促すとともに、会議の成果を子どもたちが共有できるように、学校等の協力を得ながら広報を工夫します。
- 3 川崎市子ども会議や中学校区・行政区の子ども会議等で子どもの活動を支えるサポーター等を養成・支援します。
- 4 地域でのまちづくり学習*の実践や学校での「まちは友だち！*」をはじめとした市政に関する副教材の活用支援等*をとおして、子どもがまちづくりへの関心や参加意欲を高めることを支援し、まちづくりに子どもが主体的に意見表明・参加する機会の拡充に努めます。
- 5 子どもの生活や将来に大きな影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する委員会等に子どもの意見を反映させる手法を研究します。
- 6 子どもの市政や地域への参加意欲を高めるため、意見表明・参加を支える仕組みの一つである中学校の生徒会選挙への協力を毎年各区1校で行います。

◎現状：各区1中学校で実施

- 7 子どもや保護者が教育に関する施策や事業を知り、意見表明・参加することができるように、教育広報紙「教育だよりかわさき」を年3回、全児童生徒に配付します。

◎現状：115,000部×3回発行

重点施策 10 子どもの自主的・自発的な活動を支援するための条件整備を進めます。

<主な事業内容>

- 1 川崎市子ども会議等の子どもの意見表明・参加の活動において、子どもが参加しやすいように、条件整備を進めます。
- 2 子どもの自主的な参加活動を促進するため、場所の提供等の支援を充実します。
- 3 子ども向けホームページ（「こどもページ」等）を充実します。

◎現状：「こどもページ」にリンクされた各局・室・区で作成された子ども向けホームページ
6つの局・室・区で作成 ⇒ 目標：10以上の局・室・区で作成

- 4 他の自治体等における子どもの活動と川崎市子ども会議の活動の連携を支援するため、他の自治体等で開催される子どもの集会等への子どもの参加を促進します。

重点施策 11 権利侵害からの救済、回復における子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 子どもの居場所である子どもの施設に人権オンブズパーソン*が出向き、子どもの声を聴きながら相談等を実施するなど、子ども自身が相談しやすい人権オンブズパーソンの活動を進めます。
- 2 児童相談所において、ケースワーカーや心理職などの専門性をいかし、子どもの気持ちを尊重した相談・支援活動を充実します。
- 3 子どもが相談しやすい環境づくりに努め、子どもからの相談が促進されるよう、人権オンブズパーソン制度をはじめとした相談機関*についての広報を充実します。
- 4 学校において、子どもが安心して相談できる仕組みを整えるため、市立中学校にスクールカウンセラーを配置します。

◎現状：43校（2004（平成16）年度）に配置 ⇒ 目標：全51校（2005（平成17）年度）に配置

- 5 相談・救済機関の職員を対象とした研修を充実します。
- 6 「児童虐待防止連絡協議会*」を活用して、学校、地域、関係機関の連携を強化する等、子どもの権利擁護体制を充実します。

(3) 意見表明・参加しにくい子どもへの支援

さまざまな要因で、意見表明・参加が困難な状況にある子どもたちに対して、個々の状況等に配慮し、必要に応じた意見表明・参加のための支援を充実します。

重点施策 12 多様な文化的背景をもつ子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 学校での学習に必要な言語の習得や個別的な学習への支援を充実させるため、外国人の子どもへの支援をしている市民グループ等との連携を進めます。
- 2 「川崎市外国人教育基本方針*」を踏まえ、多様な文化的背景をもつ子どもが自らの文化に対する誇りを育むと同時に、すべての子どもたちが多様な文化を理解し尊重しあうことができるように、「民族文化講師ふれあい事業*」等を充実させるなど、多文化共生を目指す教育を進めます。
- 3 保護者向けの学校、幼稚園、保育園のたよりなどの情報提供にあたっては、ルビふりに配慮するなど、多文化共生の取組を支援します。
- 4 育ち・学ぶ施設及び主に子どもが利用する施設の教職員を対象とした、多文化共生への理解を深めるための研修を充実します。
- 5 地域での多文化共生への理解を深めるため、教育文化会館・市民館*における社会教育事業をとおして、市民グループ等の活動を支援します。
- 6 母子健康手帳の副読本（多言語）の無償配付や外国籍母子育児教室等、外国人市民の母子保健の充実に努めます。
- 7 「川崎市多文化共生社会推進指針*」に基づく施策と連携しながら、多様な文化的背景をもつ子どもの意見表明・参加に関する権利の保障に努めます。

重点施策 13 障害のある子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 育ち・学ぶ施設及び主に子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。
- 2 ノーマライゼーション*の理念の実現を目指して、障害のある子どもへの理解と障害への理解を深めるため、啓発や学習機会の提供を充実します。
- 3 障害のある子どもが主体的に地域や社会への参加が可能となるよう個別の支援を進めます。
- 4 就学前の障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児と保護者に向けた、支援のあり方について調査・研究します。
- 5 障害のある子どもも含めて、全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育園での活動を支援し、統合保育を充実します。
- 6 川崎市立多摩病院*では、障害のある子どもを対象とした専門外来を設置します。この外来において、小児神経科の専門的医療を提供するとともに、他の診療科との医療連携の要としての役割を担うことで、医療面の支援を行います。

<2005（平成 17）年度中に開設>

重点施策 14 児童養護施設*等で生活している子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 児童養護施設等で生活する子どもが、子どもの権利を知り、学び、身に付けていくために、「子どもの権利ノート」を配付するとともに、職員向け「子どもの権利ノート職員ハンドブック」を作成・配付し、「子どもの権利ノート」の活用について支援します。

◎目標：「子どもの権利ノート」（改訂版）を2005（平成17）年度から入所児童全員へ配付

◎目標：「子どもの権利ノート職員ハンドブック」を2005（平成17）年度から職員全員へ配付

- 2 里親家庭で生活する子ども及び里親に対し、子どもの権利について周知するために、「子どもの権利ノート」（里親家庭用）及び「子どもの権利ノート里親ハンドブック」の作成に取り組みます。

◎目標：2007（平成19）年度までに作成

- 3 児童相談所の一時保護所で生活する子どもが安心して意見表明ができるように、年齢別、性別、問題内容別の処遇や生活環境についての配慮等一時保護所の整備について検討します。
- 4 児童相談所で、一人ひとりの子どもの気持ちを受けとめ、子どもの意見表明・参加を進めるために職員の専門性を強化します。

◎現状：中央児童相談所に常勤の精神科医を配置

- 5 児童養護施設において、子どもが家庭に近い状態で生活でき、安心して意見表明ができる環境の整備を進めるよう施設関係者に働きかけます。
- 6 児童養護施設等の職員が子どもの権利への意識を高めるための研修を支援します。
- 7 里親家庭において、子どもが安心して意見表明できるように、里親への研修を支援します。
- 8 児童相談所の一時保護所で生活する子どもに対する学習支援を進めます。

◎現状：学習棟開設、非常勤講師2人派遣

重点施策 15 不登校の子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 不登校の子どもが意見表明・参加できるよう、学校、「ゆうゆう広場*」、「えん*」等の民間のフリースペース（子どもの居場所）等で、子どもへの支援を充実させるため関係者・関係機関の連携を強化するとともに、情報提供に努めます。
- 2 地域で不登校の子どもを支える環境づくりを進めるため、学校、家庭、地域の連携した活動を支援します。
- 3 不登校の子どもへの理解を深めるため、「児童生徒指導ハンドブック」の活用を促進します。

◎現状：全教職員へ配付

- 4 「ゆうゆう広場」において、教育相談員*やメンタルフレンド*等による子どもサポートをとおして、不登校の子どもが安心して自分らしく活動できる居場所づくりを進めます。

重点施策 16 乳幼児の意見表明・参加に関する支援を充実します。

<主な事業内容>

- 1 乳幼児をかかえる親等*が、子どもの思いを受けとめ豊かな子育てができるように、保健福祉センター*、こども家庭支援センター*、教育文化会館・市民館等において行われる子どもの権利に関する学習機会を充実します。
- 2 養育支援の必要な親等を的確に把握し支援することで、乳幼児虐待の防止を図り、子どもの権利を擁護するため、乳幼児健康診査や家庭訪問、相談活動を充実します。
- 3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士等の乳幼児にかかわる専門家や乳児院等の児童福祉施設*の職員が、乳幼児の意向・意見を受けとめ尊重する力量を形成するための研修を充実します。
- 4 乳幼児をかかえる親等が、子どもの思いを汲み取り安心して子どもと向き合えるよう、保健福祉センター、保育園、地域子育て支援センター*、こども家庭支援センター、総合教育センター幼児教育センター*、教育文化会館・市民館等において、関係機関との連携による情報提供、親子の交流の場の提供、相談事業等を充実します。
- 5 地域の子育て支援にかかわる市民グループ等の育成や交流の場の提供等、子育て支援にかかわる活動への支援を充実します。

5 推進体制

(1) 川崎市子どもの権利委員会による検証システムの充実

行政施策は、計画し、実施し、効果を測定し、その結果を次の計画に反映していくことが求められており、子どもにかかわる施策に関しては、内部評価を行うとともに、第三者的機関である権利委員会による検証が行われることで、施策の有効性をより客観的に把握することができます。そのために、川崎市子どもの権利委員会による検証システムの充実を図ります。

<検証システム>

- ①子どもの権利に関する実態・意識調査の実施
- ②施策について市が行う自己評価の基準の作成
- ③市の自己評価の結果を踏まえた子ども、市民及び職員との対話

(2) 市民、市民グループ等との連携・協働の推進

子どもが生活するあらゆる場面で子どもの権利が保障されるよう、市民、市民グループ等と行政が、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立った連携・協働を推進します。

(3) 子どもとの連携・協働の推進

子どもの意見表明・参加を進めるためには、おとなの、子どもたちのためという思いだけでなく、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちとともに進めることが重要です。

川崎市子ども会議、川崎市子ども夢パーク等で実践している子どもの意見表明・参加のあり方を研究し、子どもとの連携・協働を推進します。

(4) 庁内推進体制の充実

子どもの意見表明・参加を中心とした施策の進行状況を把握するとともに、子どもにかかわる施策を実施する部署の連携を強化し、より横断的に施策や事業が展開できるよう、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議子どもの権利施策推進部会による庁内推進体制を充実します。